

宮津市建築物耐震改修促進計画

平成20年12月

宮 津 市

宮津市建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

1. 計画の背景 1
2. 計画の目的
3. 計画の位置付け
4. 計画期間

第1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況 2
2. 住宅の耐震化の現状と目標 6
3. 市有公共建築物の耐震化の現状と目標 7
4. 特定建築物の耐震化の目標

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震化施策の現状 8
2. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要
4. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備の取組..... 9
5. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組
6. 地震時の総合的な安全対策に関する取組

第3章 その他耐震化の促進に必要な事項

1. 所管行政庁等との連携 10
2. 計画の推進体制

- 別紙資料 特定建築物一覧 11

はじめに

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満たしていない建築物（昭和56年5月以前に建築されたもの。）を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）など、各地で大規模な地震が群発する中で、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘されている。

このため、平成17年11月に耐震改修促進法が改正（平成18年1月施行）され、都道府県は「耐震改修促進計画」を早急に策定することが義務付けられ、市町村は、耐震改修促進法第5条第7項に基づき、国の基本方針及び都道府県計画を踏まえた計画の策定に努めるよう規定された。

2. 計画の目的

「宮津市建築物耐震改修促進計画」は、地震による被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に推進し、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

3. 計画の位置づけ

平成17年11月の耐震改修促進法の改正において、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本施策の方向性等が示され、本市においても、国、京都府と連携して、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、また、国、京都府の補助制度を活用し建築物の耐震化を促進するために策定する。

4. 計画期間

計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とする。

なお、本計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況

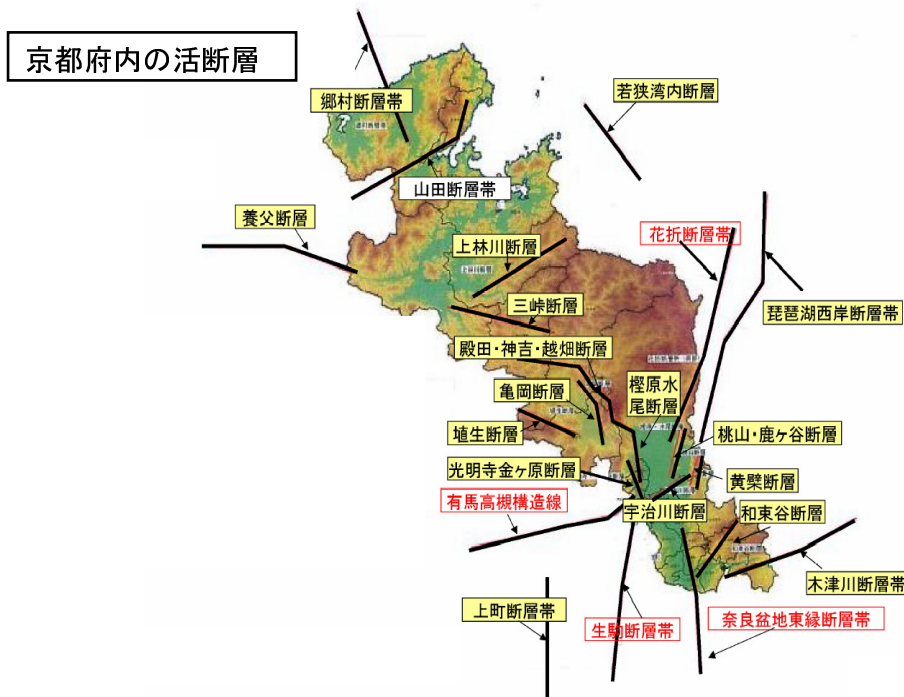
(1) 想定される地震の規模

宮津市に被害をもたらすと思われる大規模な内陸性直下型地震(※1)について、対象となる震源の断層(※2)、断層帯(※3)とその地震の規模等を表1のとおり想定する。

表1 (第3回京都府地震被害想定調査委員会(平成19年8月)の公開資料による)

	対象震源断層	断層の長さ	マグニチュード(※4)	液状化の危険性(※5)
①	山田断層帯	33km	7.4	平地部で極めて危険
②	郷村断層帯	34km	7.4	平地部で極めて危険
③	養父断層	35km	7.4	平地部一部で危険
④	上林川断層	26km	7.2	平地部一部でやや危険
⑤	三峠断層	26km	7.2	平地部一部でやや危険

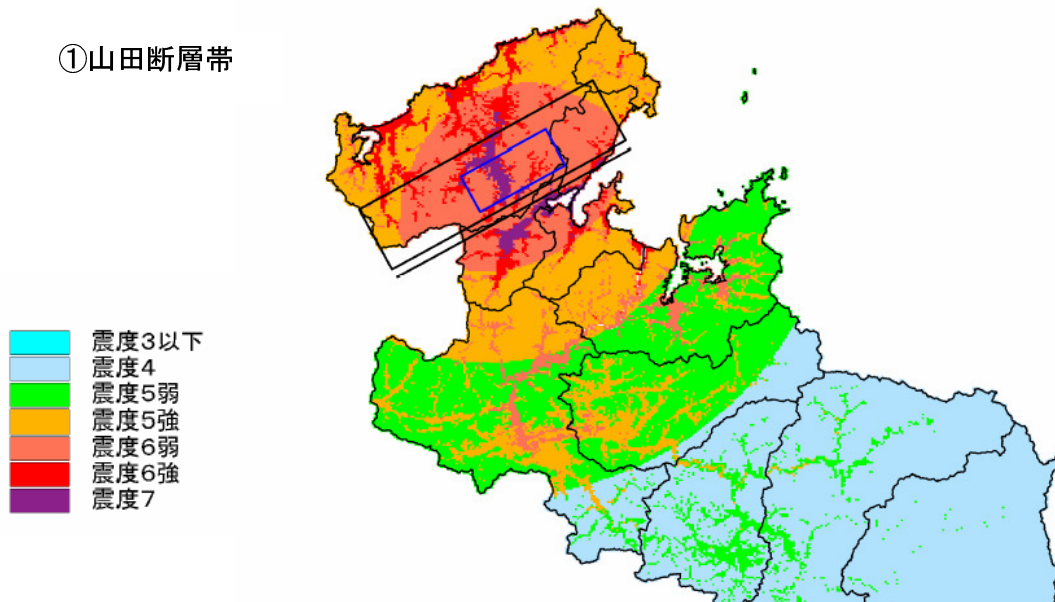
- ※1 プレート内において発生する活断層が動いて起こる地震
- ※2 地層や岩盤に割れ目が生じ、これに沿って両側が互いにずれている現象
- ※3 長さ10km未満で、ほぼ同じ方向を有する複数の活断層が5km間隔以内に隣接して分布し、その全長が20km以上に及ぶもの
- ※4 地震の全体としての規模を表す数値
- ※5 地震の際に地下水位の高い砂の地盤が、振動により液体状になる現象



(第3回京都府地震被害想定調査委員会(平成19年8月)の公開資料による)

○震度分布図 (第3回京都府地震被害想定調査委員会(平成19年8月)の公開資料による)

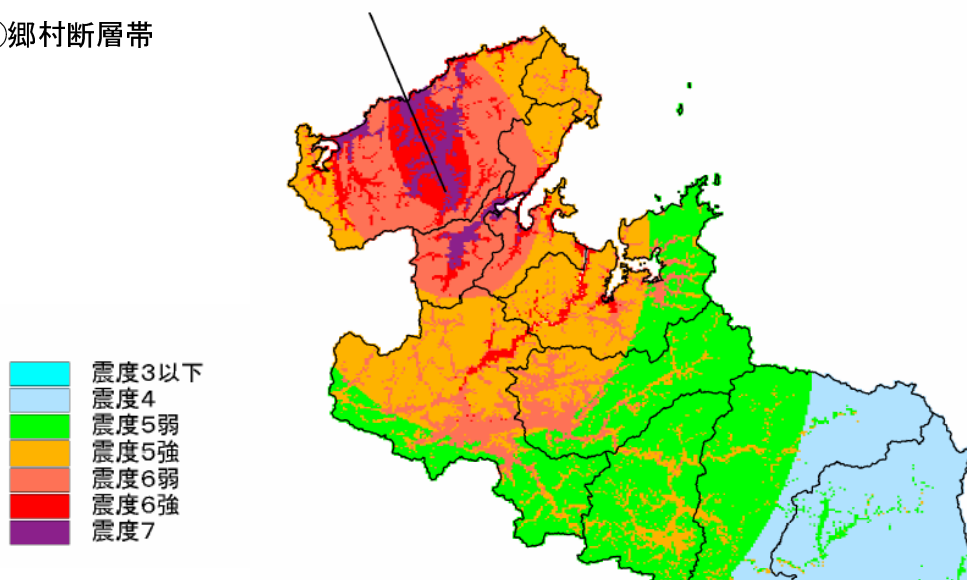
①山田断層帯



【震度予測】

府中地区、吉津地区の平地部で震度7、その他の平地部で6強となり、全域において5強以上が予想され、山間部の世屋地区では6弱～6強となる。

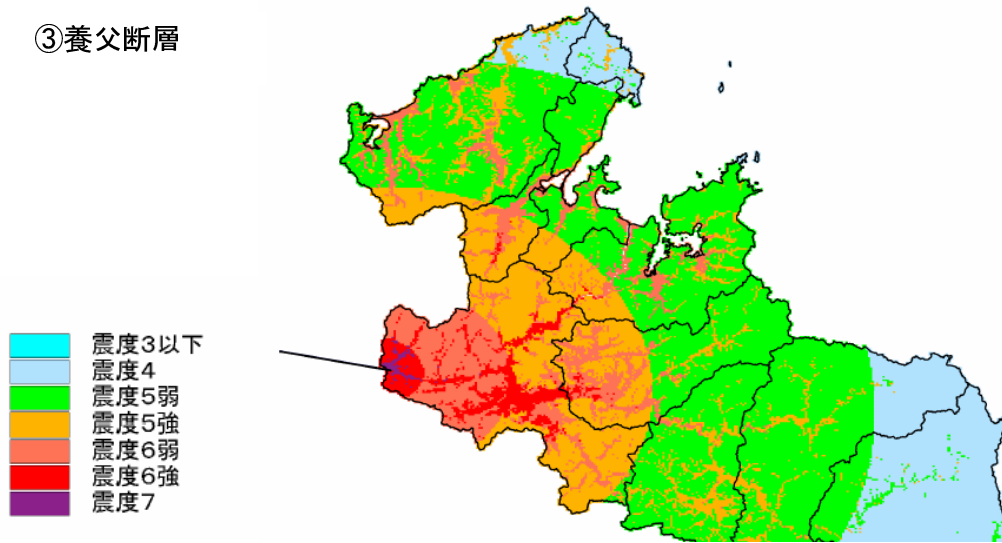
②郷村断層帯



【震度予測】

府中地区、吉津地区の平地部で震度7、その他の平地部で6強となり、全域において5強以上が予想される。

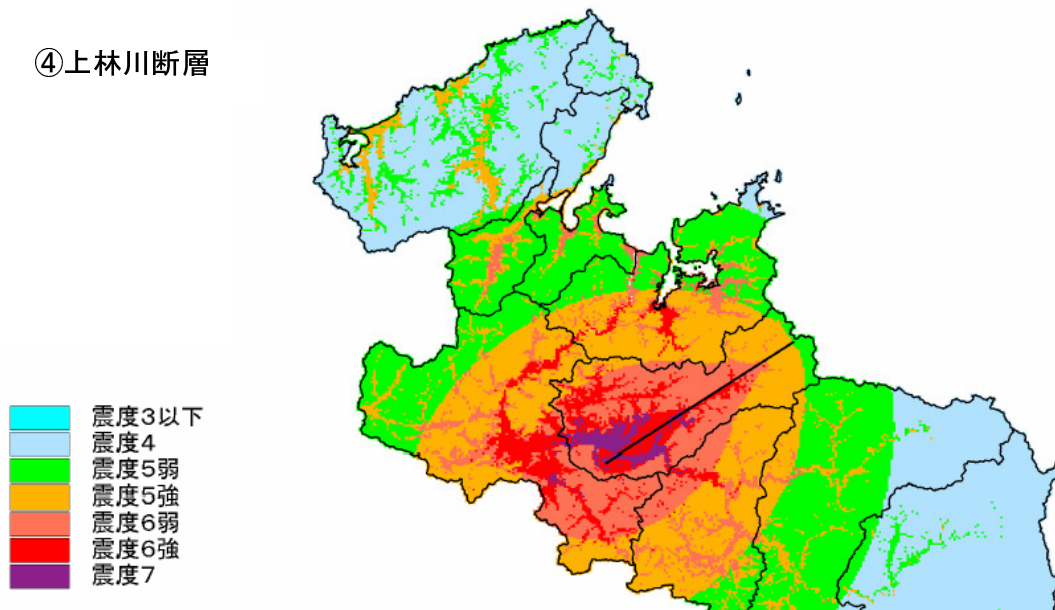
③養父断層



【震度予測】

日置地区以北を除く平地部のほとんどで6弱となり、その他の地域では5弱から5強となり、山間部の大江山南西部では5強以上が予想される。

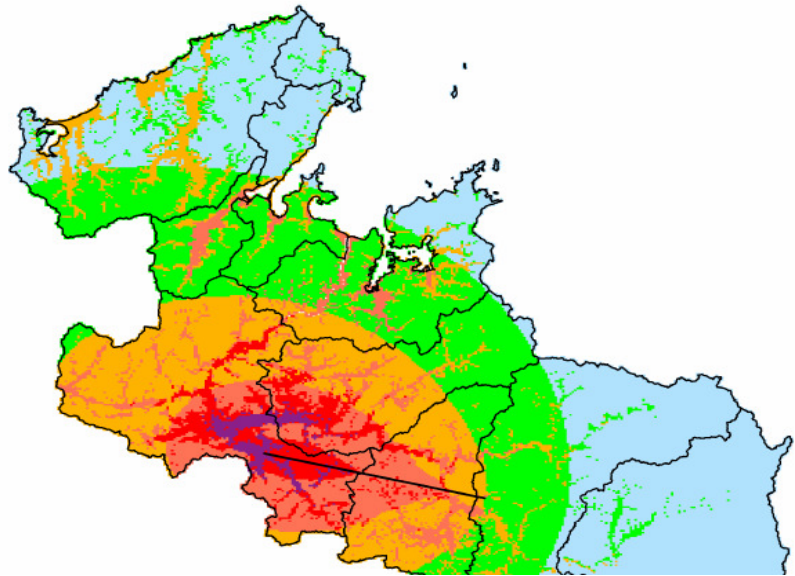
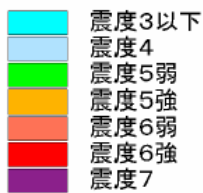
④上林川断層



【震度予測】

橋北地域を除く平地部のほとんどで6弱、その他の地域では5弱から5強となる。橋北地域においても、平地部の一部で5強が予想される。

⑤三峠断層



【震度予測】

橋北地域を除く平地部のほとんどで6弱、その他の地区では5弱から5強で、橋北地域については、平地部の一部で5強となるが、断層が比較的南に位置し、影響は少ないと予想される。

(2)想定される被害の状況

①人的被害

表1で想定する地震が発生した場合（発生時期は被害量が最大となる「冬早朝」）の被害状況については、表2のとおりである。

表2 平成19年11月に作成された「京都府地震被害想定調査」による（京都府防災室資料提供）

	京都府全域		宮津市	
	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)
山田断層帯	1,640	2,690	266	240
郷村断層帯	2,190	4,390	230	240
養父断層	740	4,730	30	340
上林川断層	1,160	3,680	6	170
三峠断層	1,130	3,080	3	160

②建物被害

表1で想定する地震が発生した場合（発生時期は被害量が最大となる「冬夕刻」）の被害状況については、表3のとおりである。

表3 平成19年11月に作成された「京都府地震被害想定調査」による（京都府防災室資料提供）
（単位；棟）

	京都府全域			宮津市		
	建物数量	1,435,100		建物数量	23,994	
	被害棟数	被害内訳		被害棟数	被害内訳	
全壊棟数		半壊棟数	全壊棟数		半壊棟数	
山田断層帯	102,550	54,590	47,960	15,630	9,240	6,390
郷村断層帯	137,520	76,790	60,730	15,240	8,690	6,550
養父断層	87,830	29,140	58,690	5,660	1,510	4,150
上林川断層	87,060	39,440	47,620	3,380	740	2,640
三峠断層	82,890	38,410	44,480	3,070	640	2,430

2. 住宅の耐震化の現状と目標

(1)耐震化の現状

平成15年度に行われた「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）によると、住宅の耐震化の状況は表4のとおり居住世帯のある住宅約8千5百戸のうち、耐震性がある住宅は、38.8%であり、京都府北部地域の耐震化率と比較して低い数値となっている。

住宅の種類別にみると、木造住宅の耐震化率は34.8%と特に低く、非木造住宅の耐震化率は62.4%となっている。

表4 住宅の耐震化率の推計（平成15年住宅・土地統計調査を参考とした推計）

	総住宅数 (戸) ①	昭和56年 以降の住宅 (戸) ②	昭和55年 以前の住宅 (戸) ③	耐震性有 住宅数 (戸) ⑤ (②+④)	耐震化率 (%) ⑤/①	京都府 北部地域 (亀岡以北) 耐震化率 (%)
			うち耐震性あり (戸) ④			
住宅全体	8,500	3,220	4,860	3,300	38.8	60.1
			80			
木造住宅	7,180	2,420	4,410	2,500	34.8	50.2
			80			
その他の 住宅	1,330	830	480	830	62.4	95.6
			0			

※ 参考とした統計調査は、抽出調査での推計値であり、総数と内訳が合致しないことがある。

※ ④の数値は、住宅・土地統計調査の「府独自調査版(宮津・与謝地域の集計)」の「耐震改修実施数値」に宮津市総数を宮津・与謝地域総数で割った数値を掛けたもの。

(2)耐震化の目標

本市の住宅の耐震化率は、平成15年度で38.8%であり、国の75%、京都府の74%を下回っており、国の方針及び京都府の建築物耐震改修促進計画を踏まえて、地震による被害（死者数、経済被害額等）を半減させることを目標に、市内の住宅の耐震化率を、国、京都府の目標である耐震化率90%に近づくよう取り組んでいく。

3. 市有公共建築物の耐震化の現状と目標

(1)耐震化の現状

市有公共施設の耐震改修状況調査（非木造の2階以上又は延べ面積200㎡超の建物を対象）によると、市有の公共施設132棟のうち耐震性がある施設は73棟で、耐震化率55.3%となっている。

なお、学校施設（小・中学校）の耐震改修の状況については、59.0%であり、全国平均（62.3%）を下回っている。

(2)耐震化の目標

公共施設については、不特定多数の利用者があり、庁舎、学校、診療施設等、災害時に避難・救援等の拠点として重要な機能を果たす施設が多く、耐震化を促進する必要性が高いことから、計画的に耐震化を図っていく。

なかでも、学校施設については、地震発生直後から避難所として機能維持が求められる防災対策上重要な施設であることから、重点的に耐震化を図っていく。

学校を除く公共施設については、施設の性格や耐震性を勘案し、緊急性の高い施設から順次計画的に実施するよう努め、特に防災上重要な施設としての役割を果たす施設について優先的に耐震化を図っていく。

4. 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物(※6)の中でも、国や地方公共団体の庁舎、学校、病院等の施設、緊急輸送道路沿道(※7)の建築物、危険物を貯蔵している施設等については、地震災害時に避難・救援等で重要な役割を果たす施設であることや被害抑制につながることから、優先順位を高く位置付け、耐震化を図っていく。

また、その他の特定建築物についても、一律に耐震化を目指すのではなく、特定建築物の用途や立地条件を踏まえた優先度を勘案し、効率的・効果的な耐震化を図っていく。

※6 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。また危険物の貯蔵場、処理場となっている建築物や、地震により倒壊し緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物。

(別紙資料「特定建築物一覧」参照)

※7 警戒宣言発令時及び地震発生時に、人員、物資等の輸送を行う道路（京都府防災計画で指定）

宮津市内の指定路線： 国道176号線、国道178号線、京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）、府道綾部大江宮津線（京都縦貫道路から国道176号線までの最短区間のみ）、府道浜丹後線

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震化施策の現状

本市においては、災害に強い安全で快適な住宅や住環境づくりの一環として、既存建築物に対して以下のような耐震化促進の施策を京都府と共同で実施している。

(1)宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業

平成16年度から「宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業」として、市内の木造住宅で、耐震性の低い住宅の耐震診断を希望する市民に対して、京都府に登録された耐震診断士を派遣し、耐震化の促進に取り組んでいる。

(2)地震につよい住まいづくり推進フェア

平成17年度から、京都府、京都府建築士会宮津支部、京都府立宮津高等学校等と共催し、宮津与謝管内の地域に対し、地震防災や耐震改修等に関するPR活動や無料相談会等を実施している。

(3)地震に強い安心安全なまちづくり出前講座

市内の小中学校を対象に地震防災や耐震改修等に関する意識向上を図るため、平成17年度から京都府が実施している「地震に強い安心安全なまちづくり出前講座」の運営に参画している。

また、本市も木造住宅の耐震診断の「安全でやさしい住まい（講座）」を独自で実施しているほか、リフォーム相談窓口を設置している。

2. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化の促進は、その所有者等が、耐震対策に向け、自発的・自主的に取り組むことが不可欠である。市は、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備や負担を軽減する仕組みづくり、並びに耐震化に関する啓発及び知識の普及等必要な施策を講じ、耐震改修の促進を図っていく。

3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての普及啓発や、木造住宅の耐震診断を継続するとともに、平成21年度から、新たに耐震改修助成制度を創設して、建築物の耐震化を図っていく。

また、耐震性が確保された住宅・建築物の形成を促進するために創設された所得税、固定資産税、法人税の特例措置等の周知に努める。

4. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備の取組

市民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、現在、京都府木造住宅耐震診断士として登録された診断士の紹介を行っている。

また、今後も耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に努める。

5. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

(1)ハザードマップの作成

市民に地震の危険度を認識してもらい、耐震化促進の啓発を図るとともに、地震時における被害を最小限に止めることを目的に、ハザードマップ(※8)を作成し、周知に努める。

※8 震度分布図、津波浸水域図、液状化危険度図等を著わしたマップ

(2)相談体制の整備、充実

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業により、住宅の耐震診断を受けられた市民に対して、その診断結果、内容について分かり易く説明するとともに住宅の耐震化について啓発を行う。

また、既に設置しているリフォーム相談窓口において、市民に身近な住宅リフォームについて総合的なアドバイス等を行う。

(3)普及、啓発活動の開催について

京都府、京都府建築士会宮津支部、地元高等学校等と共に行っている「地震につよい住まいづくり推進フェア」及び「地震に強い安全安心なまちづくり出前講座」など、地震被害に対する防災意識や耐震化の重要性の啓発、耐震診断及び耐震改修の普及等を目的とした講座や普及活動の開催を引き続き推進する。

(4)自治会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることを踏まえて、自治会その他各種組織に働きかけ自主防災活動の組織化に努める。

6. 地震時の総合的な安全対策に関する取組

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス・屋外広告物などの落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されているため、広く市民啓発を図るとともに、京都府と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な安全対策を推進する。

第3章 その他耐震化の促進に必要な事項

1. 国・京都府等との連携

- ・国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるととも、平成18年度に京都府が策定した「京都府建築物耐震改修計画」との整合性に配慮して、当計画を進める。
- ・所管行政庁である京都府との連携を図るとともに、国・京都府が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用しながら、耐震化の支援等を進める。

2. 計画の推進体制

京都府及び関係団体等で組織される「(仮称) 京都府建築物耐震促進協議会」を活用し、耐震化促進に向けた広報、意識啓発活動等を実施していく。

特定建築物一覧

用 途		特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演劇場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県で震災対策指針画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	